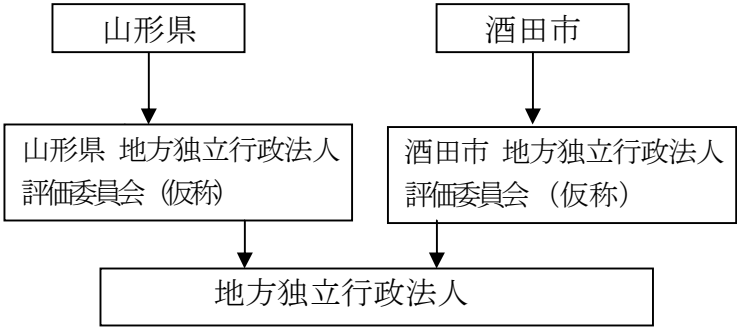
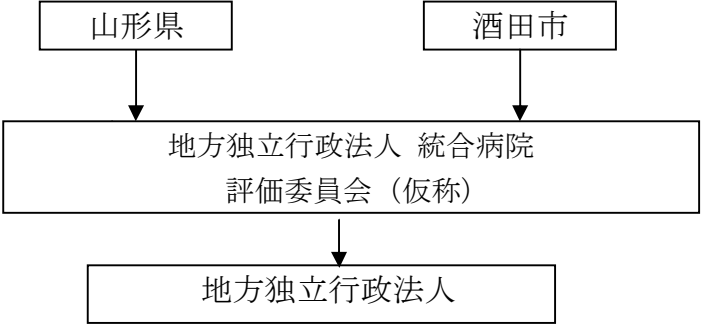


地方独立行政法人評価委員会の設置方法について

「評価委員会」は、地方独立行政法人の業務実績について評価を行うほか、評価結果を踏まえ、必要に応じて業務運営の改善勧告を行うなど、地方独立行政法人法の目標・評価制度の根幹をなす機関

県と市が共同で地方独立行政法人を設置する場合の評価委員会については、次の2つがある。

①設立団体（県と市）がそれぞれで評価委員会を設置する場合	②県と市が評価委員会を共同設置する場合
 <pre> graph TD A1[山形県] --> B1[山形県 地方独立行政法人 評価委員会 (仮称)] A2[酒田市] --> B2[酒田市 地方独立行政法人 評価委員会 (仮称)] B1 --> C[地方独立行政法人] B2 --> C </pre> <p>※ 地方自治法第138条の4第3項の規定により、県と市がそれぞれ附属機関として評価委員会を設置する。この設置については、それぞれの議会で条例を制定することになる。</p> <p>※ この場合、2つの評価委員会のメンバーを同一にすることも可能である。</p>	 <pre> graph TD A3[山形県] --> B3[地方独立行政法人 統合病院 評価委員会 (仮称)] A4[酒田市] --> B3 B3 --> C[地方独立行政法人] </pre> <p>※ 地方自治法第252条の7の規定により、県と市が協議により規約を定め、共同で評価委員会を設置する。この協議については、それぞれの議会の議決を経なければならない。</p>